

## 平成 30 年度課外活動・部活動 活動方針

### 目標

- 墨坂中学校の生徒としての誇りと自覚を持ち、目標に向かって自己を高めていく意欲的な生徒の育成
- (1) 興味・関心を同じくする友と一緒に切磋琢磨し、自己を磨き、高める。
- (2) 各生徒の持つ能力や長所を伸ばせるように、体力の向上や技術の習得、感性・情緒の成長を図り、生活を豊かにする。
- (3) 指導者の適切な指導を受け、練習や研究・制作（製作）を工夫し、協力しあって進めることを通して、自主性や創造性を高める。
- (4) 楽しい中にも規律ある集団活動を通して、個人と集団との好ましい在り方を学び、より望ましい人間関係を築こうとする態度を養う。
- (5) 競技会、発表会、コンクール等の対外行事・諸経験を通して、学校を代表して活動できる資質を養う。

### 本校の運営方針

須坂市中学校部活動運営連絡協議会の方針に則して運営を進める。

#### ○休養日の設定

- ・水曜日の午後は原則として年間を通して部活動を行わない日とする（ノー部活デー）。

#### ○活動時間

- ・平日の運動時間については、「学校の部活動」と「学校社会体育・文化クラブ」を合わせて2時間までとし、特別な理由がある場合に限り3時間までできることとする。
- ・土日のどちらか半日は部活動として行うことは可とする。尚、土日両日に学校社会体育・文化クラブを含めて活動が行われた場合は、通常定められている「部活動を行わない日」とは別に1日休養日を設ける。

#### ○朝の活動方針

- ・原則として活動しないが、放課後の活動が行えず活動時間が確保できない場合には、生徒や保護者の理解を得た上で実施できることとする。自主的な体力づくり・技術力の向上に向けた活動は行ってもよいが、生徒の主体性のもと決定する。

#### ○地域の社会体育活動との連携又は区別等（社会体育の今後の方向については検討中）

- ・下記の社会体育4原則のもと、保護者会主体による社会体育は行うことができる。
  - ① 規約が制定されている。
  - ② 学校職員以外の者が責任者として位置づいている。
  - ③ 任意の保険に加入している。
  - ④ 活動する生徒を募集している。

#### ○長期休業中の活動方針

- ・活動日数は、部活動・社会体育を合わせて休みの5分の3までとする。

#### ○大会等への参加方針

- ・対外試合・コンクールについては事前に学校長に申し出て許可を受けたもののみ参加可とする。

#### ○スポーツ活動運営委員会等、課外活動や部活動運営に係る協議の場の設営

- ・須坂市中学校部活動運営連絡協議会での方針に基づき、墨坂中学校部活動運営委員会で協議の場を設定する。

### 指導体制の工夫

- ・外部指導者については、『外部指導者契約書』を交わした上で指導を依頼する。
- ・部活動指導員を本年度より2名活用する（女子バスケットボール、女子ソフトテニス）。
- ・学校の定める完全下校時刻（部活動終了時刻を設定した場合はその時刻。以下同じ。）までは、学校が責任を負う。完全下校時刻以後、社会体育・文化クラブで活動する場合（帰宅までを含む）は、保護者会とする。

### その他

- ・新入生については前年度の新入生保護者説明会で資料を用いて部活動の説明を行う。
- ・年度当初に部活動毎、保護者懇談会を実施する。